

東員環第 134 号
平成28年10月 3日

三重県知事 鈴木 英敬 様

東員町長 水谷 俊郎



桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書
に対する意見（写し）の送付について

三重県環境影響評価条例第19条第2項の規定により、別添のとおり桑名広
域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見
を記載した書面の写しを送付します。

事務担当

東員町生活部
環境防災課 児玉
Tel.0594-86-2807



東員環第 133 号
平成28年 9月30日

桑名広域清掃事業組合
管理者 伊藤 徳宇 様

東員町長 水谷 俊郎



桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書
に対する意見について

このことについて、三重県環境影響評価条例第19条の規定に基づく意見は
下記のとおりです。

記

常に最新の技術と知見の情報収集に努め、環境への負荷の回避・低減対策
に反映すること。

工事中及び供用開始後に予測し得なかった環境影響が生じた場合は、事業
の中断・凍結を含め適切な対応をすること。